HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アイヌ遺骨問題に関する関係者インタビュー
Author(s)	成田, 真由美; 川本, 思心
Citation	CoSTEP研修科 年次報告書, 4(1), 1-11
Issue Date	2020-05-14
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/78059
Type	report
File Information	NeXTEPreport_2020-5-14_narita.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

アイヌ遺骨問題に関する関係者インタビュー

成田　真由美（1 年目）

2020 年 5 月 14 日

担当教員：川本 思心

概要

北海道には先住民族であるアイヌ民族が住んでいます。独自の文化と言語を持つ彼らに対して、開拓の名のもとに同化政策を押し進められたのが約 150 年前です。また、世界的に形質人類学がもてはやされた時期からは、盗掘ともとれる大々的な収集が組織的に行われました。そして、それは主に各地の大学機関によって行われ、北海道大学が一番多くアイヌの遺骨を保管していました（2019 年 11 月に慰霊施設に集約されました）。1980 年代からアイヌ民族による遺骨返還の請求があり、ごく一部の遺骨に関しては返還できたものの、それ以降 2010 年代は裁判の和解による返還しか実現できていません。

多くの科学技術や研究開発が人々の幸福を望んで行われていることは間違いないと思います。しかし、その結果が研究者の意図に反して社会との軋轢を生じる場合もあります。その一例がアイヌ遺骨の収集の歴史と現在だと思います。本調査では、北海道大学が研究のために収集・保管しているアイヌの遺骨、副葬品など、過去の研究が現在にもたらした「負の側面」に注視し、ステークホルダーへのインタビューを敢行します。過去の研究がもたらした結果に、それぞれの立場で、どのように向き合っているのかを、わずかでも浮き彫りにできればと思います。

背景と目的

2018 年は北海道命名 150 年の記念事業が数多く開催され、松浦武四郎とアイヌ民族が脚光を浴びました。2019 年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」には、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と、アイヌ民族が先住民であると明記されました（日本国 2019）。この法律には、差別の禁止が表記されましたが、アイヌの伝統と文化の振興の施策を推進するために制定されたものであり、アイヌの方々が求める権利の回復には至っていないと指摘する声もあります。

歴史の中で日本や世界から翻弄され続けたアイヌ民族は、差別的な優生学に基づく形質人類学の研究材料として、先祖の遺骨や副葬品を奪われました。その結果、全国の 12 大学に 1,676 体と 382 箱の遺骨が保管されていました。北海道大学は、アイヌ納骨堂にて 1,015 体と 367 箱を保管していました（文部科学省 2019）。北海道大学では、アイヌ納骨堂が設置された 1984 年から、公益社団法人北海道アイヌ協会が主催する北大イチャルパ（アイヌ式慰霊祭）が、毎年 8 月に開催されています。しかし、これらの事実を知っている方は、北海道大学関係者でも少ないようです。

そんな中、北海道大学は国の方針に従い、返還に至らない遺骨を民族共生象徴空間（ウポポイ）併設の慰霊施設に移送しました。北海道大学の中でも、今後この遺骨問題にどのように向き合うのか議論があるようです。

慰霊施設は、ウポポイ公式ホームページでも「アイヌの方々による尊厳ある慰霊を実現するための施設として、ポロト湖東側の高台に整備されます」と紹介されているだけで（ウポポイ 2018）、詳細はわかりません。北海道開発局のホームページには「大学等で保管されていたアイヌの人々の遺骨等をアイヌの人々による受け入れ体制が整うまでの間、適切に管理するための「墓所」と、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を目的とした「慰霊行事施設」からなり、白老町ポロト湖東側の太平洋を眺望できる高台に位置しています」と紹介され、慰霊施設の全体配置図も載っていますが、使用に関する案内などは一切確認できません（北海道開発局 2019）。そもそも、慰霊行事施設は「アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現」のためにあるので、アイヌの方以外が利用する必要もないかもしれませんですが、使用するためにアイヌであるということをどのように証明するのか、疑問は残ります。

今回の調査は、研究目的で集められたアイヌの遺骨に関する関係者のインタビューを通して、その声を残すことを目的としています。返還請求の当事者であるアイヌの方だけでなく、この問題に対する関わる様々な方にもお話を伺います。広い視野を確保し、多方面からの現状に対する様々なご意見を記録することが、今後の先住民族と移住者との関係構築に役立つことを期待しています。この調査を、長きに渡り各地の大学内に留め置かれたアイヌの遺骨が動かされたこの時期に、本当の意味での民族共生を目指す試みのひとつとして行います。過去に起きた研究にまつわる悲しい歴史を繰り返すことのないよう、今後の糧となる調査結果を残したいと考えています。

実施概要

0.　2018 年度 14 期 CoSTEP 本科ライティング・編集班での成果と課題

2018 年 9 月、平取にて

CoSTEP14 期ライティング・編集班の成果のひとつに、『いいね！Hokudai』でのシリーズ企画「アイヌを識る」があります。取材先を決める際、もともとアイヌ文化に興味のあった私の熱量と切り口の多様さという点で、平取町二風谷で 2018 年秋に取材合宿を行うことが決定されました。

当事、北海道大学には 1,000 体を超えるアイヌ遺骨が保管されていました。また、アイヌ民族に対する差別や偏見はいまだに根強く残っています。このようにセンシティブな問題を取りあつかうことから、私たちは下調べだけでなく、事前準備として有識者をお招きして遺骨問題に関する勉強会を行い、入念に準備を進めました。

私は、研究という名の暴力が振るわれた結果である遺骨問題が、現在にどのような禍根を残しているのかも含めた記事を書こうと考えていました。しかし、北海道大学が被告となっている遺骨返還訴訟が係争中ということもあり、遺骨問題に関してはイチャルパという切り口で触れられる程度の問題提起に留め、アイヌの世界観、信仰をテーマとして北原次郎太 モコットゥナシさん（アイヌ・先住民研究センター 准教授）への取材を行い、記事を執筆しました（成田 2019）。

2018 年 11 月、取材でアイヌ・先住民研究センターを訪れた

しかし、イチャルパに参加することに逡巡し、結果参加しないままに記事を執筆したこのことで不完全燃焼の感覚が残りました。そこで、研修科に進み指導教員や仲間からのアドヴァイスを受けながらじっくりと取り組みことを決めました。

1.　2019 年 8 月 2 日　「北海道大学アイヌ納骨堂におけるイチャルパ」参加

遺骨問題は人の尊厳に深くかかわり、興味本位で扱える問題ではありません。だから私は、2018 年には覚悟を決められず、北大イチャルパに参加することをためらったのだと思っています。しかし、研修科に進んだ翌 2019 年、私は炎天下の北大イチャルパに参加しました。これは、研修科に入り「なぜ私はこの問題に取り組むのか？」をオートエスノグラフィーの手法を参考に考え、文章化することで、少しだけ主体性を獲得できたからではな

いかと思っています。端から眺めるだけの北大イチャルパ参加でしたが、この出来事は私的に大きな出来事なのです。

しかし、参加した北大イチャルパは、カムイノミ（神酒を神に捧げる儀式）の前に行われた挨拶と献花の時間帯に、「アイヌ民族の遺骨をコタンに返せ！　白老「慰霊研究施設」への一括収容反対　北大イチャルパを続けよ！」と書かれた横断幕を掲げた団体と、主催である北海道アイヌ協会の間で不穏な空気が流れていました。この団体は、カムイノミの時間になると撤収し、アイヌの方々の慰霊が妨げられることはありませんでした。この一件は、遺骨返還問題が北大とアイヌという単純な 2 者間ではなく、簡単には解きほぐせない複雑な関係を感じさせました。

2019 年 8 月、イチャルパに参加する筆者。奥に見えるのがアイヌ納骨堂

2.　2019 年 10 月 18 日　関係者インタビュー①<アイヌ・先住民研究センター長 常本照樹 教授>

インタビューに当たっては承諾書を作成し、同意を頂いてから実施しました。質問内容は遺骨問題だけに限定せずに、まずアイヌ政策に関わるお話を広く伺いました。もともと私が遺骨問題を知るきっかけは、返還請求を支援している友人からでした。そのため国や大学を非難している方からの情報が多くなっているとも感じていたため、全体を俯瞰して視るような広い視点を得たいと思ったからです。2 時間近くになるインタビューの内容は多岐にわたりましたが、何点かのポイントに絞り、その要約を下記に紹介します。

資料を確認しながらインタビューをする

常本先生のお話しから、アイヌ民族に関係する大きな転換点を簡潔に時系列でまとめると、2007 年の先住民族に関する国連宣言があり、2008 年にアイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受けてアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が開催されたという流れが分かりました。その有識者懇談会では、アイヌ民族最大の団体である北海道アイヌ協会の理事会の議を経て出てきた要望を実現するために、アイヌの方も委員として参加し、話し合いを続けたこと。その報告書をふまえ、2019 年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行。この法律は、戸籍上アイヌ民族を特定できず、アイヌ民族を過不足なく代表する唯一の組織がない日本において、自治権が保障されていないという批判はあるが、アイヌの方々が生きやすい社会の実現に貢献するために制定されたことなどを丁寧に説明していただきました。また、前出のアイヌ協会からの要望にあった、白老町に開設される民族共生象徴空間（ウポポイ）に併設される慰霊施設を設置するための法的整合性を整えるための過程も伺いました。

また、アイヌ遺骨に関しても、前出の要望に沿う施設として慰霊施設を作り集約するが、あくまでもお預かりしておくだけであり、アイヌの方々の手にご遺骨が戻ることが一番であるという認識も伺いました。国も北大も地域への返還を進めたいが、お返しする地域すべてにアイヌ協会の支部があるわけでもない中で、正当にその地域全体を代表される方に適切に受け取ってもらえるような仕組みを作り、慰霊施設へ集約後も返還を続けていくとのことでした（インタビュー当日は北大のアイヌ納骨堂に遺骨はありましたが、その後、2019 年 11 月に慰霊施設へ集約されました[1)]。

アイヌ政策の基本は、一貫してアイヌの人たちの自主性を尊重することであり、慰霊に関してもアイヌの方々が主体となって行っていただけるように慰霊施設を設置したので、アイヌの方々は団体でも、個人でも、慰霊のためにも使って欲しいというお話しも伺いました。

他にも、諸外国の先住民政策も紹介して頂きました。日本では、アイヌ政策推進法は施行されたばかりであり、博物館等に保管されている遺骨など、今後日本政府が解決しなければならない問題もあるようです。そして、アイヌの方々が抱えている諸問題があります。それらは、政府とアイヌだけの問題ではないと思いました。政府も認識しているアイヌへの差別、生活水準や教育の格差などは、法が規定できる範囲だけではないと思いました。なにより私たちが無関心でいることが生む弊害も大きいのではないかと、インタビューを振り返り、考えさせられました。

2019 年度末にインタビューの文字起こしは完了。今後はプライバシー保護の観点などからリライトをした公開原稿を作り、常本さんへの確認作業に入る予定です（了承が頂け次第、北大のリポジトリ HUSCAP へ投稿）。

---

1) 北海道大学 2019:「本学が保管するアイヌ遺骨に関する声明について」(2019 年 11 月 5 日)
https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html　（2020 年 5 月 6 日閲覧）

3.　2019 年 12 月 14 日　研修科 2019 中間報告会

研修生それぞれが自己の調査研究をプレゼン形式で発表する中間報告会を開催しました。中間報告会の目的は以下の通り。

①参加者からご意見をいただき、自己の調査研究に反映させ、テーマを深める（多様な視点の確保）

②中間報告としてまとめることにより、自分の調査研究の進捗状況を客観的に把握する

③CoSTEP 受講生に研修科での調査研究の進め方などを伝え、参考にしてもらいたい

持ち時間はひとり質疑応答含め 15 分とし、聴衆は CoSTEP 関係者と限定。遠隔地の研修生はオンライン発表とし、中間報告会は Facebook での同時配信も行いました。発表者 6 名、参加者は CoSTEP 教員を含めて会場に 26 名、同時配信視聴者複数名でした。

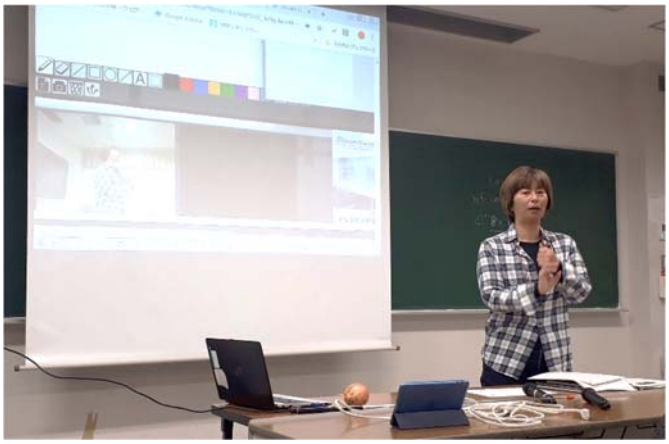

発表する筆者

私は、そもそも「アイヌ遺骨問題」が何か知らない方もいると思い、そこからの説明では発表の時間が足りないのでレジュメを用意しました。質疑もたくさんいただき、盛会だったと思います。報告会で頂いた「学術系の雑誌では問題を発信するにはリーチが短いのではないか？」というご意見から、HUSCAP と『科学技術コミュニケーション（JJSC）』に投稿された論文等の数を再検索し、知りうる限りでの一般書籍と比較してみました。

・HUSCAP：「アイヌ遺骨」4 件、「先住民、アイヌ」271 件

・JJSC：アイヌ関連の発表なし

・一般書籍（遺骨問題を中心、もしくは遺骨問題で 1 章が構成されている書籍）：巻末参考文献「一般図書 等」*参照

一般書籍では複数のタイトルが発売されているにも関わらず、HUSCAP でも投稿は 4 件のみ。最終的にあえてこの問題を、科学技術コミュニケーションを扱う JJSC に投稿する意義は大きいことを確信しました。

4.　2020 年 1 月 15 日　「北大アイヌ遺骨副葬品問題の経緯と背景」参加

主催の「北大とアイヌ」を考える会（仮称）は、「北海道大学が研究目的で各地から集めたアイヌ遺骨・副葬品の収集経緯、保管・管理体制、そしてその後のご遺族への対応に、

どのような問題があったのか、北海道大学を構成する一員として私たちはこれらの問題にどう向き合ってゆけばよいのかなど、北大アイヌ遺骨と関わりのある様々な問題について、多様な立場性や考えがあることを踏まえつつ、さまざまな角度から、共に学び、考えていくためのセミナーを開催していく」ことを目的に、北海道大学内関係者（主に教授）が設立した会です（「北大とアイヌ」を考える会（仮称）　2019）。その第 1 回目のセミナーに参加しました。研修科としての調査を始める前から数々の講演会等には参加しているので、その一環でした。

セミナー開催と同時に、「アイヌ遺骨問題に対する北海道大学の「謝罪」を求める要望書ご賛同のお願い」が公開されました。アイヌ遺骨を一番保有していた北海道大学内から謝罪へのアクションが起こることが、アイヌの方々にどのように捉えられるのか？受け入れられるのか？これを機に両者の歩み寄りが期待できたりはしないか？と期待をしました。

しかし、参加者であるアイヌの方の、質疑という形でなされた他者を断罪するような演説には、残念ですが共感できませんでした。アイヌの方々は謝罪を強く求めている印象が強かったのですが、この会で発言された方は遺骨が返還されれば謝罪はいらないと断言していました。逆にそれらに対して、真摯に対応する研究者の姿勢が対照的でした。

とはいえ、北海道大学をはじめとするアイヌ遺骨を保管していた各大学の、組織としてアイヌの方々に対する対応は、信頼関係を構築することなど念頭にないように見えています。これらが「こじれた遺骨」になる原因のひとつではないかとも思いました。どうすれば頑なになった心情を解きほぐして、対話を始められるようになるのか。返還だけではことが済まない根深さを垣間見た気がしました。

加藤博文さん（アイヌ・先住民研究センター　教授）からの話題提供「北大アイヌ遺骨副葬品問題の経緯と背景」は、とても参考になりました。資料「北海道大学によるアイヌ遺骨文化遺物の収集」なども「アイヌ遺骨問題関係年表」（後掲）の参考にさせていただくことにしました。

5.　2019 年 10 月 5 日　論文ゼミ

非アイヌである私がアイヌに関する諸問題に触れるとき、どうしても想像しきれない部分が多くなるのは否めません。特に本州出身の私には、日本は単一民族国家という刷り込みがなされているので、「先住民族である日本人」という概念は新鮮すぎます。

そこで、アイヌである著者が自らを語る論文（石原 2019）を手掛かりに、私に欠落している部分を補おうと考えました。この論文は、「アイヌである」ことを誰にも言えなかった著者が、母、祖母、曾祖母の置かれた時代観察とともに、自分も含めて現代のアイヌはなぜ沈黙するのかを考察する内容となっています。著者にとって家族の語りや記憶がどのような意味を持ち、それをどのように解釈しているのかという観点で書かれており、私が調査結果をまとめるときの参考になるだろうと、ゼミにご参加頂いた方からもアドヴァイスを頂きました。

6.　アイヌ遺骨関係年表の作成　（後掲）

インタビュー調査をする上で、自分なりに「アイヌ遺骨問題」に関係する歴史を再確認するために作成しました。個々の事象がまとめられている年表はありますが、網羅したものは見たことがなかったため、自分でまとめました。

年表は 2020 年 3 月 7 日に開催された CoSTEP 修了式にて掲示しました。「アイヌ遺骨問題」は北海道大学が深く関わっているにもかかわらず、一部の関係者以外にはほぼ意識されていないような状態です。広い意味での関係者が、「負の歴史」を知ることから何が生まれるのかにも興味がありました。しかしポスターセッションは COVID-19 の影響で動画配信（ポスターデータはホームページから閲覧可能）となり、残念ながら効果的に感想募集を呼びかけることはできませんでした。

展示したポスター

展望

2019 年度は情報収集と整理を主に行いましたが、2020 年度は成果の公開を中心に以下の内容で活動することを計画しています。

1：(2) インタビューをリライトし、常本先生の了承を得たうえで HUSCAP に投稿
2：アイヌ遺骨返還当事者へのインタビュー敢行　→　了承後、HUSCAP に投稿
3：慰霊施設管理者へのインタビュー敢行（仮）　→　了承後、HUSCAP に投稿
4：三つのインタビューから考察を JJSC へ投稿

オートエスノグラフィーの手法を参考にしながら、ルポルタージュ風に仕上げる予定

参考文献

北海道大学 報告書

北海道大学 2013:『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する 調査報告書』
https://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/hokudai_jinkotsu_report2013.pdf（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

北海道大学 2019: 『本学が保管するアイヌ遺骨に関する声明について』
https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

政府機関 公開文書等

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009:『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会　報告書』2009 年 7 月 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

文部科学省 2016: 『博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査結果』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/91995201_01.pdf（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

文部科学省: 2019 『大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果』https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/25/1376459_4_1.pdf（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

日本国 2019:「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成三十一年法律第十六号）ttps://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431AC0000000016

論文

北海道アイヌ協会 2019:「アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）」令和元年 9 月 12 日版（12 月 10 日修正意見を加筆）https://www.ainu-assn.or.jp/news/files/32848d21deebead4e10a69e6f3bb59859f55d9d2.pdf（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

石原真衣 2018： 「沈黙を問う「サイレント・アイヌ」というもう一つの先住民問題」『北方人文研究』11, 3-21

加藤博文 2020:「北海道大学によるアイヌ遺骨文化遺物の収集」講演配布資料（非公開）

大矢京右 2017:「児玉コレクションの収集経過とその周辺」『市立函館博物館研究紀要』27,1-40.

小田博志 2018:「骨から人へ：あるアイヌ遺骨の repatriation と再人間化」『北方人文研究』 11, 73-94.

植木哲也 2005:「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（1）背景と概要」『苫小牧駒沢大学紀要』14, 1-27.

植木哲也 2006:「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（2）研究の諸問題」『苫小牧駒沢大学紀要』15, 119-152.

植木哲也 2006:「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（3）大後頭孔の人為的損傷」『苫小牧駒沢大学紀要』16, 1-36.

植木哲也 2007:「児玉作左衛門のアイヌ頭骨発掘（4）発掘の論理と倫理」『苫小牧駒沢大学紀要』17, 1-36.

一般図書 等

アイヌ民族文化財団 2018:『アイヌの人たちとともに―その歴史と文化』.

土橋芳美 2017:『痛みのペンリウク―囚われのアイヌ人骨』草風館.*

北海道アイヌ協会 2016:『アイヌ民族の概要―北海道アイヌ協会活動を含め』.

北大 ACM プロジェクト 2019: 『北海道大学もうひとつのキャンパスマップ』寿郎社.*

北大開示文書研究会 2016:『アイヌの遺骨はコタンの土へ』緑風出版.*

市川守弘 2019: 『アイヌの法的地位と国の不正義』寿郎社.*

松島泰勝・木村朗 2019:『大学による盗骨: 研究利用され続ける琉球人・アイヌ遺骨』耕文社.*

植木哲也 2017:『学問の暴力』春風社.*

インタビュー記事 等

北海道観光振興機構 2018:『ASIR（アシリ）』1.

池田宏 2019:『写真集 AINU』リトルモア.

ウェブサイト

北海道開発局 2019:「ウポポイ（民族共生象徴空間）慰霊施設」https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/ei_sei/splaat000001pwsv.html（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

「北大とアイヌ」を考える会（仮称）2019: 「「北大とアイヌ」を考える会（仮称）」https://sites.google.com/view/ikotsumondai-kensyou/%E5%8C%97%E5%A4%A7%E3%81%A8%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C%E3%82%92%E8%80%83%E3%81%88%E3%82%8B%E4%BC%9A%E4%BB%AE%E7%A7%B0?authuser=0（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

成田真由美 2019: 「【チェックイン】#123 アイヌを識る（３）～北大イチャルパでの祈り～」『いいね！Hokudai』（2019 年 3 月 19 日）https://costep.open-ed.hokudai.ac.jp/like_hokudai/contents/article/1650/（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

ウポポイ 2018: 「ウポポイ(民族共生象徴空間)とは」https://ainu-upopoy.jp/about/（2020 年 3 月 9 日閲覧）.

アイヌ遺骨問題関係年表

2020.2.29 作成（CoSTEP研修科 成田真由美）

西暦	年号	和暦	世界の動き	日本の動き（アイヌ政策関係） / 北海道の出来事 ＊日本政府による脅迫や暗取、風習の禁止とそれらに対する抵抗闘争、文化再興など	遺骨に関する動き（北海道大学）	遺骨に関する動き（他大学等）	西暦
1457				コシャマインの戦い			1457
1669				シャクシャインの戦い：松前藩のとった商場知行制によって自由な経済活動の場がはばめられた → 自立的経済力を回復するためといわれる			1669
1789				クナシリ・メナシの戦い：場所請負制度（運上金）の請負商人の横暴な収奪が起因するといわれる			1789
1799				東蝦夷地：幕府の直轄領			1799
1807				西蝦夷地：幕府の直轄領			1807
1865	慶応	元年	在函館の英国領事館員による森村と落部村でのアイヌ墓の盗掘 →1867年遺骨返還（偽物か？）				1865
1867	慶応	3	ロンドン民族学協会でアイヌ遺骨について報告あり				1867
1869	明治	2		開拓使 設置 （北海道命名）			1869
1870	明治	3	ロンドン人類学会での報告あり（アイヌ頭骨？）				1870
1871	明治	4		廃藩置県			1871
				戸籍法制定 アイヌを平民に編入			
				開拓使 不達 → 1876年 懲罰追加 女性の入れ墨禁止 男性の耳輪禁止 葬送の際の家送り（死者のために子セを焼くこと）を禁止 農耕、日本語の習得を奨励			
1872	明治	5		明治政府：入れ墨禁止令 （大和民族に対して：火消し、任侠などに入れ墨がブレイク） → 1948年廃止			1872
				開拓使 「地所規則」「北海道土地売買規則」を定める			
1875	明治	8	ベルリン人類学・民俗学・先史学協会でロンドン自然史博物館がアイヌ頭骨について報告	樺太千島交換条約締結 / 千島列島：日本 樺太：ロシア帝国			1875
1876	明治	9		開拓使札幌本庁 不達「北海道鹿猟規則」 制定 狩猟者数、猟期、猟法の制限（アマッポ：仕掛け弓の禁止）＆猟銃の貸与 女性の入れ墨、男性の耳飾りを廃禁	札幌農学校 設立		1876
1877	明治	10		「北海道地券発行条例」制定 （アイヌの居住地を官有地第三種に編入）			1877
1878	明治	11	オーストラリア人地理学者が酒川で日本従者に依頼し、 アイヌ頭骨を入手	シカ肉缶詰工場 開設@勇払郡美々（現、苫小牧市） → 1880年 郡所（勇払郡、沙流郡ではエゾシカ激減）			1878
				鮭漁の禁止（開拓使 発令） 引き網以外の漁法の禁止 夜間の漁を禁止 支流での漁を禁止			
1879	明治	12	ドイツ人旅行者が札幌村郊外（現在の北大構内）で アイヌ墓からアイヌ頭骨を盗掘				1879
1882	明治	15		開拓使廃止 → 三県一郡（函館県、札幌県、根室県）			1882
1883	明治	16		十勝川を遡上する鮭漁を禁止（札幌県 発令） → 飢饉になったため1885年に禁漁をやめる			1883
1886	明治	19		北海道庁 設置			1886
				「北海道土地払下げ規則」 制定		＊（ ）内は遺骨体	
1888	明治	21				東京大学（小金井良精ほか）：アイヌ遺骨発掘 小樽（6）、余市（12）、高江（不明）、静内（10）、浦河（4）、 茂容（19）、十勝清水（5）、釧路（4）、霧多布（1）	1888
1889	明治	22		エゾシカ 全道で捕獲禁止措置（エゾシカの乱獲、大雪、生息地の破壊により絶滅寸前） → 1900年 解禁 → 大雪などで個体数減少 → 1920年 捕獲禁止措置 → 個体数増加 → 1957年以降3年毎に可猟区の見直し → 2019年 戦後最多数まで増えた（無害あり）		東京大学（小金井良精）：アイヌ遺骨発掘 詳細不明 → 論文使用遺骨 164体 → 2019年保管状況再調査：201体、6箱	1889
1897	明治	30		「北海道国有未開発土地処分法」公布			1897
1899	明治	32		**「北海道旧土人保護法」** 公布 5ha以内の土地を無償下付（転売等禁止） アイヌ集落に小学校設置（旧土人小学校：日本語教育）			1899
1901	明治	34		「旧土人児童規域規定」公布 → 1908年（明治41） 廃止 → 1916年（大正5） 第二次「旧土人児童教育規定」公布 → 1922年（大正11） 廃止			1901
1907	明治	40			東北帝国大学農科大学 となる		1907
1914-1918	大正	3-7	第1次世界大戦	イギリスと日英同盟締結 → ドイツ帝国に宣戦布告 → 戦勝国の一員として 国際連盟常任理事国となる			1914-1918
1918	大正	7			北海道帝国大学 となる		1918
1924	大正	13				京都大学（清野謙次ほか）：アイヌ遺骨発掘 樺太（52）	1924
1925	大正	14				京都大学（清野謙次ほか）：アイヌ遺骨発掘 → 2019年保管状況再調査：87体	1925
1930	昭和	5			＊（ ）内は遺骨体		1930
1931	昭和	6			解剖学第一講座（山崎春雄ほか）：アイヌ遺骨発掘 浦河郡杵臼（19）		1931
1933	昭和	8		**11月 日本学術振興学会学術部第八常置委員 第8小アイヌ委員会 発足 → 1938年解散**	解剖学第一講座（山崎春雄ほか）：アイヌ遺骨発掘 沙流郡平取村（10）		1933
1934	昭和	9			解剖学第二講座（山崎春雄ほか）：アイヌ遺骨発掘 旭川市近文（2） → 1950年アイヌ遺骨（47）を解剖学第二講座へ移管		1934
				「旭川市旧土人保護地処分法」公布	解剖学第二講座（児玉作左衛門ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 八雲町遮楽郡（133）、長万部町（29）、浦幌町愛牛（62）		
					→ 北海道開拓部の協力：以降、工事などで発見された**アイヌ遺骨が盗掘される（400以上）**		
1935	昭和	10			解剖学第二講座（児玉作左衛門ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 八雲町浜部（103）、森町（不明）		1935
1936	昭和	11			解剖学第二講座（児玉作左衛門ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 樺太・栄浜、内淵、豊礼…（60余）		1936
1937	昭和	12			解剖学第二講座（児玉作左衛門ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 北千島占守島（13）		1937
1938	昭和	13			解剖学第二講座：アイヌ遺骨発掘調査 北千島占守島（13） ＊児玉教授は同行せず		1938
1941	昭和	16			児玉作左衛門：「研究調査の大要」507体電柱（児玉発掘449体、常盤等58体）		1941
1939-1945	昭和	14-20	第2次世界大戦	ドイツ、日本、イタリアの三国同盟を中心とする枢軸国陣営とイギリス、ソビエト連邦、アメリカ、中華民国などの連合国陣営の戦い 1941年12月：日本とイギリス、アメリカ、オランダの太平洋戦争開戦 → 敗戦国			1939-1945
1946	昭和	21		北海道アイヌ協会 設立総会開催@静内町 → 社団法人北海道アイヌ協会 認可			1946
1947	昭和	22			北海道大学（名称変更） となる		1947
1948	昭和	23	国連総会 世界人権宣言 採択				1948
1952	昭和	27			解剖学第二講座（大場利夫？）：アイヌ遺骨発掘調査 平取町長知内（3？）		1952
1954	昭和	29			解剖学第二講座（大場利夫）：アイヌ遺骨発掘調査 根室市（2）		1954
1955	昭和	30		イオマンテ禁止 （北海道知事通達） → 2007年 撤廃（52年後）			1955
1956	昭和	31			解剖学第二講座（大場利夫）：アイヌ遺骨発掘調査 岩内町（3）		1956
					解剖学第二講座（松野正彦ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 静内町静内駅前（166）		
1957	昭和	32			解剖学第二講座（大場利夫）：アイヌ遺骨発掘調査 岩内町（1）		1957
1958	昭和	33			解剖学第二講座（松野正彦ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 千歳市（20）		1958
1959	昭和	34			解剖学第二講座（松野正彦ほか/児玉作左衛門？）：アイヌ遺骨発掘調査 様似町様似海岸（4）、平取町二風谷（1）		1959
1960	昭和	35		社団法人北海道アイヌ協会再建総会	解剖学第二講座（伊藤昌一ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 千歳市（20）		1960
1961	昭和	36		社団法人北海道ウタリ協会に名称変更			1961
1962	昭和	37			解剖学第二講座（松野正彦ほか）：アイヌ遺骨発掘 静内町川内（165）		1962
1963	昭和	38			解剖学第二講座（伊藤昌一？松野正彦？ほか）：アイヌ遺骨発掘 幌応市伏古（19？ 166？）		1963
1965	昭和	40	国連総会 人種差別撤廃条約 採択	（ → 1996年 日本批准 31年後）	解剖学第二講座（大場利夫）：アイヌ遺骨発掘調査 千歳市（2）		1965
					解剖学第二講座（児玉作左衛門ほか）：アイヌ遺骨発掘調査 江別市対雁（20）		
1971	昭和	46			解剖学第一講座（松野正彦ほか）：アイヌ遺骨発掘 静内町豊畑（不明）		1971
1972	昭和	47		アイヌ解放同盟：第26回日本人類学・民族学連合大会@札幌医科大学を批判。演壇占拠を行い、公開質問王を読み上げる	解剖学第一講座（松野正彦ほか）：アイヌ遺骨発掘 静内町豊畑（不明 32？）		1972
1977	昭和	52		アイヌ解放同盟：結城庄司が北海道大学差別講義糾弾闘争を組織し、北大経済学部前にて抗議行動（テント） → 経済学部教授：林善茂の公式謝罪を勝ち取る（雪野死の仲介あり）			1977
1980	昭和	55			海馬沢博（北海道民族問題研究会 代表）より北海道大学へ遺骨返還要求		1980
1982	昭和	57		アシリレェプノミ（新しい魂を迎える儀式）の復活 以降毎年開催@札幌市豊平川	北海道ウタリ協会（旧北海道アイヌ協会）が北海道大学総長へアイヌ遺骨の慰霊と返還を要求		1982
1984	昭和	59			北海道大学 アイヌ納骨堂 建設 → 北大イチャルパ 以降毎年開催（主催：北海道アイヌ協会）		1984
1985	昭和	60			旭川支部（北海道ウタリ協会） 5体返還 → 2013年調査 遺骨2体と副葬品が大学内に残っていることが判明		1985
					釧路支部（北海道ウタリ協会） 7体返還		
1987	昭和	62			帯広支部（北海道ウタリ協会） 19体返還		1987
1994	平成	6		雪野死 アイヌ民族初の国会議員（参議院比例区繰り上げ当選）			1994
1995	平成	7		「ウタリ対策の在り方に関する有識者懇談会」設置 （内閣官房長官の私的諮問機関）	← 中村睦男（北海道大学法学部教授）		1995
					三石支部（北海道ウタリ協会） 1体返還		
					古河記念講堂旧標本庫から6つの頭骨が発見される（ウィルタ民族3体、朝鮮人・日本人・ヨーロッパ人各1体ブつ） 朝鮮人遺骨 → 韓国へ返還（1996年） ウィルタ民族遺骨 → サハリンへ返還（2004年）		
1996	平成	8		人種差別撤廃条約 批准			1996
1997	平成	9		二風谷ダム訴訟 札幌地方裁判所がアイヌの先住性を認める			1997
				「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（**アイヌ文化振興法**）」 施行 →北海道旧土人保護法 廃止			
2000	平成	12		「アイヌ文化振興等施策推進会議」設置 / 「アイヌ文化進行等施策推進北海道会議」設置			2000
2001	平成	13			紋別支部（北海道ウタリ協会） 3体返還		2001
2004	平成	16			国立大学法人北海道大学 となる		2004
2007	平成	19	**国連総会「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 採択**				2007
2008	平成	20		**「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」 衆参両院、全会一致で採択**	医学部のアイヌ遺骨の再調査開始		2008
				「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」設置	← 常本照樹（北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）		
2009	平成	21		アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が官房長官に報告書を提出 →「アイヌ政策推進会議」（座長：官房長官）が発足。			2009
				「アイヌ政策推進会議」の作業部会開催：「民族共生の象徴となる空間」	← 部会長 佐々木利和（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 教授） 構成員 常本照樹（北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）		
				「アイヌ政策推進会議」の作業部会開催：「北海道外アイヌの生活実態調査」	← 部会長 常本照樹（北海道大学アイヌ・先住民研究センター長） 構成員 佐々木利和（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 教授）		
				社団法人北海道アイヌ協会に名称変更			
2011	平成	23		「アイヌ政策推進会議」の作業部会開催：「政策推進作業部会」	← 部会長 常本照樹（北海道大学アイヌ・先住民研究センター長） 構成員 佐々木利和（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 教授）		2011
2012	平成	24			遺骨返還請求訴訟 幹日 原告：城野ユコリ、小川隆吉ら 被告：北海道大学 → 2016年3月25日 和解 2016年7月15-17日 返還 12箱		2012
2013	平成	25			3月「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する 調査報告書」作成		2013
				6月「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果」 文部科学省 ＊第1回目の調査 12大学：1,636体、特定遺骨23体、515箱	→ 1,027体（特定遺骨19体）、484箱		
2014	平成	26		公益社団法人北海道アイヌ協会 認定	遺骨返還請求訴訟 紋別 原告：扇山敏 被告：北海道大学 → 2016年11月25日 和解 2017年9月16-17日 返還 4体（紋別市教育委員会へ返還）		2014
				6月「個人が特定されたアイヌ遺骨当の返還手続きにかかるガイドライン」 内閣官房アイヌ総合政策室	遺骨返還請求訴訟 浦幌 原告：浦幌アイヌ協会 被告：北海道大学 → 2017年3月22日 和解 2017年8月19-20日 返還 63体、82箱 → 再埋葬（2017年9月19日）		
2015	平成	27			**4月 北海道大学 遺骨返還室 設置 （特定遺骨16体）**		2015
2016	平成	28		11月 「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨およびその副葬品の保管状況の調査結果」 文部科学省 ＊第1回目の調査（博物館等） 12施設：76体、特定遺骨0体、27箱		札幌医科大学 遺骨返還（事務局総務課） 特定遺骨4体	2016
2017	平成	29	ドイツ（ベルリン人類学民族学先史学協会）から アイヌ遺骨返還（発掘：1879年）→アイヌ納骨堂に納骨	4月 「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果」 文部科学省 12大学：1,676体、特定遺骨38体、382箱	→ 1,015体（特定遺骨34体）、367箱		2017
				4月 「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル 報告書」 北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学会	← 加藤博文（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 教授）		
					遺骨返還請求訴訟 旭川 原告：旭川アイヌ協議会（代表：川村兼一） 被告：北海道大学 → 2018年5月29日 和解 2018年6月24日 返還 3体 → 再埋葬		
					遺骨返還請求訴訟 ひだか 原告：コタンの会 被告：北海道大学、新ひだか町（196体）、豊畑（33体）、浦河町（2体）→ 2019年 取り下げ		
2018	平成	30		12月 「大学の保管未ラアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」 内閣官房アイヌ総合政策室		遺骨返還請求 浦幌 原告：コタンの会、浦幌アイヌ協会 被告：札幌医科大学、北海道（１体、35箱） → 2019年8月 和解：浦幌アイヌ協会へ1体返還 → 2020年1月21日 コタンの会 訴訟取り下げ（35体？）	2018
2019	平成	31		4月 出土地域が明らかなアイヌ遺骨等の返還手続き開始 文部科学省			2019
				政府主導による 地域返還 開始（申請受付：2019年4月26日～10月25日 6か月間） アイヌ遺骨等地域返還連絡室（札幌市中央区北一条西二丁目11－1 23山京ビル902）			
				4月 「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果」 文部科学省 12大学：1,574体、特定遺骨21体、346箱	→ 942体（特定遺骨17体）、331箱		
	令和	1		5月（施行） 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（**アイヌ施策推進法**）」 施行 → アイヌ文化振興法 廃止	11月 全国の大学が保管している**アイヌ遺骨が慰霊施設に集約** 9大学：1,287体、特定遺骨12体、287箱		
				12月 「アイヌ民族に関する研究倫理指針(案)」 パブリックコメント募集（北海道アイヌ協会） 北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会及び日本文化人類学会	↑ 北海道大学から慰霊施設に移送されたアイヌ遺骨等：825体（特定遺骨8体）、278箱	遺骨返還請求 浦幌 原告：浦幌アイヌ協会 被告：東京大学（6体）	
				12月 「慰霊施設の集約された大学が保管するアイヌの人々の御遺骨の数について」 文部科学省 9大学：1,287体、特定遺骨12体、287箱			
2020	令和	2		1月 「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨およびその副葬品の保管状況の再調査結果」 文化庁 17施設：133体、特定遺骨0体、8箱			2020
				4月24日 民族共生象徴空間（ウポポイ）オープン			

＜ 主な参照 ＞

「アイヌの人たちとともに－その歴史と文化－」公益財団法人アイヌ民族文化財団

「アイヌ民族の概要-北海道アイヌ協会活動を含め-」公益社団法人 北海道アイヌ協会

「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する 調査報告書 2013年3月」国立大学法人北海道大学

内閣官房アイヌ総合政策室 ホームページ

文化庁 ホームページ

コタンの会 ホームページ

北大文書開示文書研究会 ホームページ

植木哲也「新版 学問の暴力 アイヌ墓地はなぜあばかれたか」（春風社）

「北海道大学によるアイヌ遺骨文化遺物の収集」2020年1月15日講演資料 加藤博文教授